

議案第 2 号

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 1 3 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成 2 7 年川崎市条例第 6 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務の」を「特定個人番号利用事務（法第 1 9 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。以下同じ。）の」に、「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務と」を「特定個人番号利用事務と」に改め、同条第 3 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報（法第 1 9 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。以下同じ。）」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 8 号）の施行の日から

施行する。

参考資料

制 定 要 旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号の利用範囲について規定の整備を行うため、この条例を制定するものである。